#### 資料4

# (仮称) カワチ薬品石巻蛇田店の届出概要について (法第5条第1項 新設)

1 届 出 者 株式会社カワチ薬品

2 届出年月日 令和7年2月25日

3 店舗の名称 (仮称)カワチ薬品石巻蛇田店

4 店舗設置者 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島1293番地

5 店舗所在地 石巻市蛇田東道下28-1 外

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社カワチ薬品	1, 485 m²	医薬品、日用品、家庭用品、食料品
計	1, 485 m²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年10月26日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 50 台(指針による必要台数:50台)

(2) 駐輪場の収容台数 12 台

(3) 荷さばき施設の面積 48 ㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 9.0 ㎡ (指針による必要容量:6.95㎡)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後10時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等

·公 告 年 月 日 令和7年3月11日

・縦 覧 期 間 公告の日から令和7年7月11日まで

(公告の日から4か月間)

・地 元 説 明 会 令和7年4月18日

·大規模小売店舗立地専門委員会 令和7年6月6日

・市町村等からの意見書提出期限 令和7年7月11日(公告の日から4か月以内)

・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和7年10月25日(届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和7年4月18日(金) 午後6時から午後6時15分まで		
開催場所	蛇田公民館		
	石巻市惠み野二丁目 1 1 - 1		
出席人数	0名		

## 石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等 搬出入車両の騒音対策を講じること。また、近隣 住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がない よう対策を徹底すること。	近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう運営してまいります。 →県の意見は不要
今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じます。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅 に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じ ること。	屋外照明、広告塔照明等については、照度、照射方向を適切に設定し、近隣住宅に十分配慮します。 →県の意見は不要
工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令 を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑 制措置等を講ずること。	工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守し、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講じます。 →県の意見は不要
廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進していただくため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に①~③の書類を廃棄物対策課宛に提出願います。①事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届出書③テナント事業者名簿(該当ある場合のみ)	店舗新設後に必要な書類を提出いたします。 →県の意見は不要
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。また、事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと	近隣住民等から苦情があった場合は、状況を確認し、適切に対応いたします。 →県の意見は不要
雨水排水を沼向排水路(計画地西側)に排水する場合は協議を行うこと。	雨水排水を沼向排水路(計画地西側)に排水する場合は協議します。 →県の意見は不要

### 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

#### 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

#### 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

(仮称)カワチ薬品石巻蛇田店				
l				
L				
県の意見案				
L				
L				
L				
県の意見はなし				
周辺道路の交通状況について把握し、必要に応じて交通対策の見直し				
や案内看板の設置など追加的な措置を講じるよう配慮願います。また、				
騒音対策について、基準を超過している地点付近において住居等が立地				
した場合や、周辺住民から苦情が申立てられた場合には、追加の騒音防				
止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。				